

# Hot Information

株式会社ちくぎん地域経済研究所  
http://www.chikugin-ri.co.jp

2012.12.12 Wed **税務** The Chikugin Research Institute For Regional Economy Co.,Ltd

## 課税売上高 5 億円超の会社は要注意! (2 回シリーズ 第 2 回『節税編』)

平成 23 年度消費税改正「95%ルール」適用要件の見直しにより、計算ルールの選択方法によって消費税の納税額が変わる場合があります。今回、当研究所プレミアムネット会員の AKJ パートナーズ様に 2 回シリーズで分かりやすく解説していただきました。

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、課税売上高が 5 億円を超える事業者については、いわゆる消費税「95%ルール」が適用対象外となります。つまり**増税となります**。

今回はこの消費税改正の内容についてとりあげましたが、今回は、この改正を受けて、個別対応方式を選択した場合の節税策について、解説致します。

### Q1. 「課のみ」「非のみ」「共通」の区分での節税策は？

個別対応方式を選択する場合、課税仕入れを「課のみ」「非のみ」「共通」に区分する必要があります。「課のみ」「非のみ」「共通」の区分は、実務上、経理システムで勘定科目毎に区分されがちですが、事業者の業種や収益の内容、取引の実態に沿って一つ一つの取引を区分することで、節税できる可能性があります。

(\*)「課のみ」課税資産の譲渡等のみ要する課税仕入れ等

(例: 商品の仕入)

「非のみ」非課税資産の譲渡等のみ要する課税仕入れ等

(例: 土地の譲渡に係る仲介手数料)

「共通」課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等 (例: 管理部門の経費)

### 【例1】株式購入手数料

株式購入手数料の場合、実務上、勘定科目の区分としては「非のみ」として区分されがちですが、例えば、完全子会社化目的で株式を取得した場合の株式購入手数料は、実態が伴えば「共通」として区分することも可能です。

### 【例2】広告宣伝費

広告宣伝費の場合、その広告宣伝の内容・目的によって、区分することができます。

企業全体のイメージアップを図るためのイメージ広告であれば「共通」となりますが、自社の特定商品の PR だけを目的とした広告の場合は「課のみ」として区分することも可能です。

### Q2. 「課のみ」「非のみ」「共通」を区分するタイミングでの節税策は？

個別対応方式を選択する場合、個々の課税仕入れの区分は、原則として課税仕入れを行った日の状況により行うことと

されています。したがって、課税仕入れ時に「課のみ」として区分した判定が合理的であれば、結果的に「課のみ」に要するものでなくなったとしても、遡って修正する必要はなく、「課のみ」のまま納税額を計算することができます。ただし、調整対象固定資産に該当する場合には調整が必要となります。

### Q3. 「共通」区分での節税策は？

一義的には「共通」に区分される場合であっても、生産実績その他の合理的な基準により、「課のみ」と「非のみ」に区分できる場合には、その区分したところにより個別対応方式を適用することができます。

### 【例3】仲介手数料

土地付建物を売却した場合、不動産業者に支払った仲介手数料を譲渡代金の割合で按分し、建物の譲渡代金に対応する金額は「課のみ」、土地の譲渡代金に対応する金額は「非のみ」として区分することもできます。譲渡代金のうち建物の占める割合が課税売上割合より大きい場合には、全額を「共通」に区分するより譲渡代金の割合で区分した方が有利となります。

### Q4. 「課税売上割合に準ずる割合」での節税策は？

事業者の事業内容等の実態が、課税売上割合に必ずしも反映されていない場合には、所轄税務署長の承認を受けることにより、課税売上割合よりも更に合理的な割合を「課税売上割合に準ずる割合」として使用することができます。よって、課税売上割合より事業者の実態を反映した従業員割合や事業部門ごとの課税売上割合、床面積割合などの方が高い場合には、「課税売上割合に準ずる割合」を申請した方が有利となります。

#### 【お問合せ先】

税理士法人AKJパートナーズ 福岡オフィス

税理士：脇屋

福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25

キャナルシティビジネスセンタービル 9F

TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351

http://www.akj-partners.com/fukuoka